

2015年度2回目となる第37回市民会議は、「人権擁護委員会の活動を中心とした東弁の取組みについて」というテーマで行われた。

当会人権擁護委員会の山崎健委員長、上原公太副委員長、大西啓文副委員長、新村響子副委員長、人権救済調査室の伊藤洋志囑託、山本悠一囑託から、(1)人権救済申立制度の概要・手続、(2)年別受理件数、本年度の人権救済措置の内容、(3)再審査支援、報道と人権など人権擁護委員会の専門部会について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 人権救済申立制度の概要・手続について

江川：調査に時間がかかるということで、人権救済申立てから救済措置まで4年かかったという事案が紹介された。時間がかかる上、申し立てた本人は損害賠償がもらえるわけでもなく、事実上あまり個人救済にはなっていないのではないかと。また、4年もかかるのであれば、裁判を起こして法的な手続で照会ができた方がいいのではないかと気もしないでもない。

しかし、人権侵害を繰り返させないために、例えば拘留所や刑務所に改善を申し入れて、意識改革を求めたり、制度の変革を求めたりすることで、全体的な改善を促していくことはすごく意味があると思う。

後藤：刑事施設における個別の救済という点では、法務省の刑事施設視察委員会や、被収容者施設法

に基づく不服申立制度がある。情報をどこまで共有してよいのかという問題は残ると思うが、個別の申立てに対して、より相応しい制度を紹介するという方法もある。

むしろ、被収容者以外のそうしたルートのない人たちの人権というものにもうちょっと力を入れるなど、弁護士会の人権救済申立制度の手続の位置づけは、別のところにもあるということを書いていった方がいいのではないかと。

江川：裁判の方が相応しい事案は司法手続に割り振り、制度の改革が必要となる場合には刑事施設視察委員会などとも連携をして、それ以外のいろいろな人権救済については、来るのを待っているというよりも、むしろ掘り起こし、例えば、ヘイトスピーチの調査をして記者発表をするなどして、団体に対する警告とか、あるいは全体的な社会に対する警告などに力を入れた方が、弁護士会の人権擁護活動の存在価値が出てくる。

長友：刑事事件の被疑者、被告人、被収容者、こうした方たちの申立て案件が多いのが分かった。閉塞度が非常に高い状況に置かれている人たちの権利を守り、ひいてはそれによって行政も変わっていく部分があるのかもしれないというのは大きな意義だと思う。

調布市には、人権擁護委員が8人いて、2か月に1回くらいの頻度で窓口を開いている。人権問題全体を考えられる弁護士会の人権擁護活動には自治体としても関心があるし、連携をとって、案件をこちらにも紹介したいし、一緒にやらせていただければ大変結構なことだと思う。

市民会議委員(7人)

*敬称略

*2015年10月22日現在

磯谷 隆也 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
神津 里季生 (日本労働組合総連合会会長)
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

磯谷：業務に余り関係なく、言い方は悪いがお金にならないところで活動されている人権擁護委員会の委員の皆さんには敬意を表したい。

民間企業の立場からは、民間に対する人権救済申立てが少ないと感じている。その理由は、民間なりに公益通報の仕組みができてきているからなのか、弁護士会の人権救済申立制度が民間の部分もやっていますよというアピールが足りないのか、どちらなのか確認したいと思う。

2. 受理件数, 事件処理等について

津山：人権擁護委員会の活動にマンパワーが足りない、特定の委員に負担が偏るという話があった。人をどのくらい確保できるか、やる気のある人をどう集めるかが一番の問題だと思う。

弁護士会の人権擁護に関する活動をもっと外部に紹介して表に出す、やっている人たちが顔を出すことが必要ではないか。

岡田：東弁の人権賞の選考委員をしているが、受賞される支援団体の陰で、弁護士がすごく貢献をされているのに、名前が表に出てこないことが多いと感じる。もう少し表に出てくる方が増えれば、人権擁護活動に参加しようと思う若い弁護士も出てくるのではないか。

ただ、人を増やせばいいかというと、消費者センターにいて、弁護士は増えたけれども、困った弁護士も増えてきているとも感じる。そうした方が人権擁護委員会に属していても本当の意味での活動ができる

かなというのは疑問に思うところがある。

後藤：申立ての件数を増やすのであれば、例えば東京弁護士会では子どもの人権110番というのをやっているが、こうした活動をいろいろなところでアピールして、人権救済申立制度とリンクさせるのも一つの手段かと思う。

また、マンパワーが足りないということであれば、この事件こそ弁護士会が人権救済申立制度で実現すべき、弁護士法1条に則った人権擁護と社会正義の実現を行うべきという事案から取り上げるというようなことを目指す方向性もあると思われる。

3. 専門部会について

神津：報道と人権部会において、インターネットによる選挙運動が取り上げられているということは意外に感じたが、これはそもそも選挙運動についての表現の自由に対する規制であり、その規制がどの程度であるかという観点から調査を行ったとのことであれば重要な活動であると思う。

津山：報道と人権について、以前日弁連の報道と人権部会で委員をやったことがあるが、弁護士会と報道機関が議論を行うことは報道機関にとっても大変重要である。報道機関としては、報道被害ということを言われて戸惑いを感じることもある。なぜこれが人権侵害につながるのかということをお互いに議論して、どのように報道の現場に生かすか、その基準をつくるためにそうした議論の場を定期的に設けてもらいたい。